

ヘルスケア関連団体ネットワーキングの会
VHO-net 会則・概要
2020年9月15日



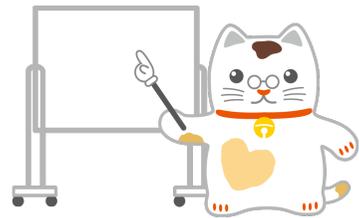
ヘルスケア関連団体ネットワーキングの会
Voluntary Healthcare Organization Network (VHO-net)
<http://vho-net.org/>

<VHO-net の理念>

1. ヘルスケア関連団体のリーダーの会です。
2. 互いの体験を尊重しあい、創り合う会です。
3. 疾病や障がいを越えてつながり、問題を共有し解決を目指します。
4. 地域での取り組みを大切にします。
5. 企業や他団体との協働を大切にします。
6. 誰もが生きやすい社会を目指します。

<VHO-net の活動指針>

1. 主体的に参加し、お互いの経験から学び合うことを大切にしましょう。
2. 一人ひとりが運営に関わることを目指します。
3. お互いの発言を尊重しましょう。批判や非難はしません。
4. 大切な時間をシェアしましょう。一人が長く話しません。
5. プロセスを大切にして、楽しみながら学習しましょう。
6. VHO-net での学びを自分の活動に持ち帰り、活かしましょう。



■ 目 次 ■

<VHO-netの理念> <VHO-netの活動指針>

ヘルスケア関連団体ネットワークの会（VHO-net）概要	1
ヘルスケア関連団体ネットワークの会（VHO-net）会則	2
ヘルスケア関連団体ネットワークの会（VHO-net）主な活動	7
◆用語解説◆	10

ヘルスケア関連団体ネットワークの会（VHO-net）概要

この冊子は、ヘルスケア関連団体ネットワークの会（以下、VHO-net）の活動をより多くの方に理解していただき、各地域で、また全国規模で、ネットワークを広げ、VHO-netの活動をご理解いただくと共に、より良い保健・医療・福祉を目指していくことを目的として発行しております。

VHO-netは、疾病や障がいの違い、立場の違いを越えて、ヘルスケア関連団体（患者団体、障がい者団体、その他ヘルスケアに関係する団体）のリーダーたちがつながっていくことを目指して2001年にスタートしました。さまざまな違いがあっても、互いの知恵を交換し、横につながりながら、共に取り組むことができたかと思っただけです。はじめは、年に1回のワークショップに集まり、話し合うところからスタートしました。当初は、さまざまな思いを抱えて活動しているリーダーたちが元気になることを目指していましたが、その後、団体の中で体験したこと、蓄積した知識を相互学習する場として、励まし合い、認め合い、協力できる関係を作り、共通の具体的なテーマで話し合いが進むようになってきました。その中で、もっと身近なところで集まり、同様の活動をしたいという声があがり、地域学習会が発足しました。地域学習会は、北海道・東北・関東・東海・北陸・関西・中四国・九州・沖縄の9つのエリアがあります。各地では参加する人たちの関心や地域の課題に合わせてテーマを決め、学習を進め成果をあげています。

また、目的別のプロジェクト活動によって、過去には『患者と作る医学の教科書』を出版し、また各団体が取り組んできたピアサポートをさらに充実させるために『ピアサポート5か条』の冊子を2015年に発行しました。こうしたVHO-netの活動への賛同者も徐々に増え、地域学習会やワークショップの参加者は年々多彩になっています。

ヘルスケア関連団体ネットワークの会（VHO-net）会則

第1章 総則

第1条 名称

本会はヘルスケア関連団体ネットワークの会（英文名：Voluntary Healthcare Organization Network、以下、VHO-net）と称する。

第2章 目的および活動

第2条 目的

VHO-netはヘルスケア関連団体に所属するリーダーが、相互に学習・協力・援助することで、より良い保健・医療・福祉を目指し、全ての人により健康で住みやすい社会を創造することを目的とする。

第3条 活動

1. 目的にそった学習活動や研修
2. 団体間の情報交換
3. 目的にそった調査研究
4. 行政、企業、一般市民、専門職等社会への啓発および提言
5. 企業や他団体との協働による活動
6. その他、目的を達成するために必要な活動

第4条 活動の制限

VHO-netは、政治的・宗教的信条に関する活動および営利目的の活動を行わないものとする。

第3章 会員

第5条 種別

会員種別については以下の2種とする。

会員は1年ごとに更新手続きをする。

（団体会員）会の活動に賛同し、VHO-net役員に推薦され、承認されたヘルスケア関連団体

（個人会員）会の活動に賛同し、VHO-net役員に推薦され、承認された者（保健医療福祉関係者、非営利組織の相談員等）

第6条 団体会員および個人会員入会

1. 入会を希望するヘルスケア関連団体のリーダーまたは保健医療福祉関係者等は、地域学習会に2回以上出席し、VHO-netの理念・活動指針に賛同した上で、入会申請できる。ただし、地域学習会に出席しない者でも、目的別プロジェクトのメンバーやその他VHO-netの活動に参加した者が、中央世話人会で承認された場合は、入会できる。
2. 上記の者は、中央世話人、地域世話人または地域学習会運営委員のいずれかの推薦を得て、中央世話人会の承認を経て入会することができる。
3. 入会手続きは、所定の入会申請書を提出する。
尚、入会申請に必要な書類を添付すること。

第7条 メンバー登録・変更

1. 団体会員と個人会員は入会時または入会后、地域学習会またはプロジェクトのメンバーとして登録することを原則とする。
地域学習会に登録した者を地域学習会メンバーと呼ぶ。それ以外の者をプロジェクトメンバーと呼ぶ。尚、プロジェクトメンバーは地域学習会メンバーに登録変更することもできる。ただし、団体として登録していることを条件とする。
2. 地域学習会メンバーは、1団体原則5名まで登録することができる。
3. 全国に支部のある団体については、全国組織を「1団体」とするが、地域学習会メンバーの登録は各県支部2名まで登録することができる。
北海道については支部単位2名まで登録できる。
4. 地域学習会メンバー登録は、行政区分を基本として地域を分ける。
ただし、居住エリアによっては、別途規定の定めによって他の地域に登録できる。

第8条 団体・個人会員更新、メンバー更新

1. 毎年、会員更新・メンバー更新の手続きを行う。ただし、プロジェクトメンバーについては中央世話人会の承認を得る。
2. 更新時にメンバーの追加はできない。
3. 登録情報変更は別途書類を提出する。

第9条 退会

会員およびメンバーが次の各号の一に該当する場合には退会とする。

1. 退会届を提出したとき。
2. リーダーを退任したとき。
3. 1年以上メンバー登録がないとき。
4. 死亡したとき。
5. 所属する団体の活動が中止したとき、または団体が解散したとき。または活動が中止されていると判断されたとき。
6. 中央世話人会の議決によって除名が決定したとき。

第10条 除名（退会勧告）

会員およびメンバーが次の各号の一に該当する場合には、中央世話人会の議決により、これを除名することができる。ただし、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 会則、内規等の規則に違反したとき。
2. VHO-netの名誉を傷つける行為、または目的に反する行為をしたとき。
3. 虚偽の手続きをした場合。

第4章 役員

第11条 役員の設定

1. 役員として中央世話人、地域世話人を置く。
2. 中央世話人は5名以上10名以内とし、地域世話人は各地域学習会から1名とする。
3. 中央世話人から代表世話人を数名置く。
4. 役員任期は1期2年とする。中央世話人は3期6年とするが、再任を妨げない。地域世話人は最大1期2年とする。
5. 地域世話人の経験がある者を再任する場合は、退任後1期2年以上経過し、他に該当者がいない場合などに限り、中央世話人会の承認を得て再任することができる。

第12条 役員の選任

1. 中央世話人は、次期中央世話人を選出し、決定する。
2. 地域世話人は、各地域学習会運営委員の互選によって1名選出する。
3. 地域世話人を選出できない場合は、暫定的に中央世話人がその地域を担当する。

第13条 役員の職務

1. 中央世話人は各地域学習会、各種委員会、プロジェクトチーム等、VHO-netの活動全体に関わる。
2. 中央世話人は担当する地域学習会の運営や学習会に関して、VHO-net の理念と活動指針、会則に則した運営・活動をしていることを確認し、必要に応じてアドバイスを行う。
3. 地域世話人は、会則、内規を十分に理解し、各地域学習会運営委員のリーダーとして役割を果たす。
4. 中央世話人と地域世話人は常に連携をとり、VHO-net の活動を推進する。

第5章 会議

第14条 全体会議

1. 中央・地域世話人、地域学習会運営委員、目的別プロジェクトのリーダー等を構成メンバーとする全体会議を開催することができる。
2. 全体会議では、VHO-netの理念、活動方針等に関して報告する。
3. 全体会議では、地域学習会の活動報告、次年度の企画を承認する。

第15条 中央世話人会

1. 中央世話人会は、原則隔月で開催し、VHO-net全体の活動について議論する。
2. 中央世話人会は、中央世話人と事務局が出席する。

第16条 中央・地域世話人合同会議

1. 中央地域世話人合同会議は、原則隔月で開催し、地域での取り組みについて報告し、全体で議論する。
2. 中央地域世話人会合同会議で、VHO-netの入会申請、メンバー申請について検討し、承認、非承認を決定する。
3. 中央地域世話人合同会議は、中央世話人、地域世話人と事務局が出席する。

第6章 委員会及びプロジェクト

第17条 委員会

1. 必要に応じて、各種委員会を置く。
2. 各委員会には、中央世話人を含んで委員会を構成することを原則とする。
3. 委員会の目的によって任期の期間をその都度設ける。
4. 委員は、10名程度とする。

第18条 地域学習会運営委員会

1. 各地域学習会に運営委員を置く。
2. 地域学習会運営委員は地域学習会メンバーによって選出され、中央・地域世話人会の承認を得て決定する。

3. 地域学習会運営委員は、担当する地域の学習会運営全般に責任を持つ。
4. 運営委員は一地域あたり、5名以内とする。ただし、地域世話人を含む。
5. 運営委員の任期は1期2年、最大2期4年を原則とする。ただし、退任後1期2年以上経過し、他に該当者がいない場合などに限り、中央世話人会の承認を得て再任することができる。

第19条 プロジェクト

1. 目的別のプロジェクトを置くことができる。
2. 1つのプロジェクトには、1名以上の中央世話人を置くことを原則とする。
3. プロジェクトのメンバーは中央世話人会の承認を得て、決定する。
4. プロジェクトの目的によって任期の期間をその都度設ける。
5. メンバーは、10名程度とする。

第7章 地域学習会

第20条 地域学習会

地域学習会はヘルスケア関連団体リーダーの自己研鑽の場であり、自己の体験を踏まえて他団体との交流を深め、会の活性化を図るために開催する。

第21条 運営委員会

1. 運営委員会はVHO-netの理念、活動指針、会則、内規に基づいて運営を行う。
2. 運営委員会は学習会の企画、運営について協議し、地域学習会合同会議に企画書を提出し、承認を得る。

第22条 地域学習会参加への支援

1. 各地域学習会は、予算を考慮して、支援を受けることができる。
尚、一部参加者の自己負担が生じる場合もある。
2. 地域学習会参加者の交通費は、原則1団体2名まで支援を受ける事ができ、公共交通機関の運賃の実費が支援される。
3. 宿泊を伴う場合、所定の限度額があり、一部自己負担が生じることがある。

第8章 会費・会計

第23条 会費

会費規定を別に定める。
会員は会費規定にもとづく会費を納める。

第24条 会計

1. 活動、事務局経費は会費、助成金、寄付金およびその他の収入をもってあたる。
2. 会計年度は1月1日から12月31日までとする。

第25条 事務局

事務局は東京都渋谷区に置く。

第26条

本会則の変更は中央世話人会で決定する。

(附則)

本会則は2019年1月1日から施行する。

以上

2004年 10月 30日 決定
2019年 1月 1日 改定

ヘルスケア関連団体ネットワークの会（VHO-net）の主な活動

1. ワークショップ

VHO-netでは、2001年より年に一度「ヘルスケア関連団体ワークショップ」を開催しています。ワークショップは、ヘルスケア関連団体のリーダー等が集まり、課題を共に考える場です。受け身ではなく全員参加型の会であり、グループワークを主軸として、毎回テーマを決めて話し合います。ヘルスケア関連団体のリーダーと医師や看護師などをはじめとする保健医療福祉関係者等が、同じ目線で共通する悩みや問題を話し合い、互いに解決策を考えたり、体験や情報の共有と人と人とのつながりを通して、エンパワメントできる場を目指しています。

2. 地域学習会

第3回ヘルスケア関連団体ワークショップの開催時（2003年）に、地域での活動の重要性を感じ、2004年1月に関西地区で初めて「地域交流会」が開催されました。

年に1回のワークショップでは参加者に限りがあること、疾病や障がいのため、東京で開催するワークショップには参加しにくいこと、さらには地域ごとに検討しなければならない課題があることから、各地域での情報交換なども強化するために、全国規模での活動と、各地域の活動を併せてネットワークしていくという目的で地域学習会が広がっていきました。

会の目的にそって、「地域交流会」から「地域学習会」に名称を変更しました。

現在までに、以下の地域学習会が発足し、開催されています。

- ① 関西学習会 （2004年1月に第1回学習会を開催）
- ② 東北学習会 （2004年9月に第1回学習会を開催）
- ③ 九州学習会 （2005年1月に第1回学習会を開催）
- ④ 関東学習会 （2006年4月に第1回学習会を開催）
- ⑤ 北海道学習会 （2006年7月に第1回学習会を開催）
- ⑥ 沖縄学習会 （2007年2月に第1回学習会を開催）
- ⑦ 北陸学習会 （2007年4月に第1回学習会を開催）
- ⑧ 東海学習会 （2007年12月に第1回学習会を開催）
- ⑨ 四国学習会 （2011年4月に第1回学習会を開催）

※四国学習会に中国地区を統合。

「中・四国学習会」として、2018年11月に第1回学習会を開催

3. 交流学習会

地域を越えた学習の場として、2016年より「交流学習会」を開催しています。交流学習会では、社会における病や障がいについて理解を深めるため、多方面でご活躍されている方からヘルスケア関連団体のリーダーがその役割を果たすのに資するご講演をいただき、その後はグループディスカッションを行って、自らの活動を振り返ったり、新たな気づきを得ることを目的としています。

■これまでの活動

1. 患者と作る医学の教科書プロジェクト

患者だからこそ表現できることを客観的なものとして、医療にかかわる方々に役立つように執筆。患者の声や患者視点の病気の像を患者自身の言葉で伝える日本で初となる教科書を2009年8月15日発刊。全25疾患について、VHO-netのメンバーなどが中心になり原稿を作成し、医師や看護師などが監修し疾患ごとに解説しました。

2. 難病相談支援員教育研修プロジェクト

九州学習会によるプロジェクトで、難病相談・支援センターの相談支援員を対象に、相談支援員自身の心のケア、情報の共有などを目的とする事例検討や教育研修を行いました。

3. 受診ノート作成プロジェクト

関東学習会のプロジェクトとして、患者が日々の記録を記入する受診ノートの作成について議論を進めました。

4. 信頼されるピアサポートプロジェクト

それぞれの団体が行っているピアサポートについて、ワークショップや地域学習会などで議論を続けてきましたが、VHO-netとしてのピアサポートを整理するためにヘルスケア関連団体のリーダーと医師、看護師がチームを作って考えたプロジェクトです。2015年に『VHO-netが考えるピアサポート5か条』（小冊子）を発行しました。

5. 患者講師プロジェクト

これまで各団体で取り組んできた患者講師について、対象、テーマ、内容を整理し、目的別、疾患別に整理していくためのプロジェクトです。実際に模擬講演を通じて、実際の講演内容を確認、修正していきながら、医学教育や企業などへ必要に応じて患者講師が派遣できることを目指します。

6. その他

- ・ 書籍「Together ～みんな一緒に」－5年の歩み－ 出版
- ・ 国際医療福祉大学大学院乃木坂スクール講座「患者の声を医療に生かす」にて VHO-netのメンバーが講師として参加
- ・ 書籍「患者の声を医療に生かす」出版協力
- ・ スーパー774 医療福祉チャンネル「患者の声を医療に生かす」企画、出演協力
- ・ 医療福祉チャンネル 第11回・第12回目放映分のDVDを制作
- ・ 医学教育学会に初めて患者が参加 VHO-netについての発表
- ・ 「高槻臨床研修研究会」にて、患者による講演と模擬患者（SP）の派遣
- ・ 10周年記念映像「Together 一緒に歩いて10年」DVD制作
- ・ VHO-net紹介動画制作

◆用語解説◆

【VHO-net】

VHO-netはVoluntary Healthcare Organization Networkの略です。

日本語では、「ヘルスケア関連団体ネットワークの会」と表記します。

VHO-netは、全国のヘルスケア関連団体（患者団体・障がい者団体・家族団体・支援者団体など）のリーダーや保健医療福祉関係者たちが、疾病や障がい、立場の違いを越えてフラットにつながっていくことを目指し、2001年にスタートした会です。

より良い医療の実現や生活の質の向上を目指して、お互いの体験や知恵、情報を共有したり、課題の解決に取り組みます。

ウェブサイト：<http://vho-net.org>



VHO-netのロゴ

【ヘルスケア関連団体】

ヘルスケア関連団体とは、患者、障がい者、家族、その支援者が主体となって構成され、患者、障がい者の声を代表し、互いを支えあうとともに、より良い保健・医療・福祉の向上を目指し、原則として、定款・会則により定義された役割や目的を持つ団体です。

団体の条件として、非営利があげられます。法人格の有無、団体の規模には規定はありません。

【リーダー】

VHO-netでのリーダーとは非営利のヘルスケア関連団体のリーダーを示しますが、必ずしも代表である必要はありません。各団体の中である程度の責任を持ち、リーダーシップをとる役割を持つ人を示します。当会で得たメリットを各団体にもどって活かすことができる人です。

【中央世話人】

VHO-netの企画・運営を務める役割を持ちます。

中央世話人による会議を中央世話人会と称し、VHO-netの活動全体について責任を持ちます。中央世話人会は定期的に開催し、会の活動の方針を決定します。会則の決定も中央世話人会が責任を持ちます。

【代表世話人】

中央世話人から、代表世話人を選出します。代表世話人はVHO-netを代表して公的な場などで発言する場合、もしくはVHO-net内の活動について課題がある場合に中央世話人を代表して解決に向けて取り組む役割があります。

【地域世話人】

地域世話人は、運営委員の代表として各地域学習会の企画・運営を務める役割を持ちます。中央・地域世話人会に出席し、地域を越えた議論に参加し、VHO-net全体の活動を理解しつつ、担当地域学習会が円滑に活動できるようリーダーとしての役割を果たします。

【委員会】

プロジェクト・目的別に設置され、ワークショップ準備委員会、地域学習会運営委員会等があります。各委員会には中央世話人が入っていることが原則です。

【ワークショップ】

メンバーが集まり、課題を共に考える会です。受け身ではなく全員参加型の会であり、グループワークを主軸として、テーマについて話し合います。課題を共有する、解決策を考えることで、リーダーの相互理解、エンパワメントを目指します。また、討議したことから、共に具体的な活動を展開します。

【地域学習会】

地域ごとに地域学習会メンバーが集まり、課題を共に考える会です。ワークショップ同様、全員参加型の会であり、それぞれの地域に則したテーマや参加メンバーの意見を集約してテーマを決め、学習会を開催します。それぞれの地域学習会で話し合われた内容は、年に一度全国で集まって全体会議を開催し、発表します。

【まねきねこ】

VHO-netのマスコットキャラクターは「まねきねこ」です。人を招き、ネットワークを広げようという意味がこめられています。



VHO-netのまねきねこ

2020年 9月 15日 改定

ヘルスケア関連団体ネットワークの会 (VHO-net)

事務局 : info.vhonet@gmail.com

COM14J001